

附属機関等の概要
(1面)

1 名 称	宮崎県死因究明等推進協議会	
2 区 分	☐ 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) ☒ 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設 置 根 拠	死因究明等推進基本法第30条	
4 設 置 目 的	死因究明等を行う専門的な機関の整備や死因究明等に関する施策の推進、検証、評価を行うこと。	
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	①死因究明等を行う専門的機能を有する体制の整備及びその協力に関する事項 ②死因究明等に関する施策の検討、検証及び評価に関する事項 ③その他死因究明等に関する施策を推進するために必要な事項	
6 会議の開催状況 (令 和 6 年 度)	① 開催期日 開催なし ② 主な審議事項	
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の状況	☒ 公開(傍聴可) ☐ 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 ☐ 未定
	議事録又は議事概要等の公表	☐ 有り 閲覧場所: 医療政策課 県庁ホームページへの掲載: ☐ 有り ☐ 無し ☒ 無し ☐ 未定
8 所管課(室)名	福祉保健部 医療政策課 医務・計画担当 電 話: 内線 8248 (直通)0985-26-7055	

9 構成員の名簿

9 構成員の名簿

[illegible]